

塩田の所有形態とその変化について(二)

―特に愛媛県伯方塩田を中心として―

重見 之雄

一、はじめに

古来わが国の製塩業は海水を原料にしている。そのため海水を濃縮する採かん過程と、濃縮した海水(かん水という)からさらに水分を除去して塩の結晶を作るせんごう過程との結合から成り立っている。塩田は前者の過程を担っていたものであり、瀬戸内海沿岸では入浜式塩田が近世初頭から約三〇〇年の歴史をもち、昭和三〇年頃になってやっと流下式塩田に転換された。しかしこの流下式塩田の余命は僅か十数年にして、イオン交換樹脂膜法に全面的に転換されることになり、採かん過程を担ってきた塩田は昭和四六年末には全く姿を消すことになった。

ここでの塩田とは入浜式塩田のことであり、その多くは一・五(二町歩ごと)に区画されており、その一区画を一塩戸(一軒前または一戸前)と称した。そしてこれが所有の単位でもあり、経営の単位でもあり、また作業単位でもあった。近代塩業における寄生地主制の成立期に関しては、近代経済学の分野でも今後大いに検討の余地が残されているようであるが、¹⁾農地の場合と同様に明治二〇年頃

はすでに成立していたものと考えられる。²⁾すでに前稿(一)として山口県平生塩田を中心として明治二〇年以後の塩田の所有形態とその変化については報告済みである。³⁾小稿ではまず瀬戸内西部の明治二〇年頃の主要塩田の所有形態とおもな塩田地主の中で、(一)で充分記載できなかったものについて概観する。そして当初村外地主が大部分を所有していたという点から愛媛県の伯方塩田を中心にとりあげてみたい。伯方塩田の開発の概要から当初の塩田地主の性格、そしてその後所有者の変遷を通じて塩田地主の性格がどのように変化してきたかを究明しようとするものである。調査の方法としては、町村役場に所蔵されている「土地台帳」により各塩戸ごとに所有者の変遷を追跡したものを手がかりにして、現地での聴き取りなどにより各所有者の性格を明らかにしていった。以下明治二〇年を基点としてそれ以前にさかのぼることができなかったのは、小稿の基本的な資料とした「土地台帳」が作成されたのがこの頃であり、それ以前の所有者の変遷が記載されていないためである。

二、塩田所有の集中と主要塩田地主

図1は明治二〇年における主要な塩田を円の大きさで表わし、その時点での各塩田の第一位および第二位の所有者の所有面積比で区分することによって所有の特定個人への集中の度合を示したものである。ここで瀬戸内東部を除外したのは未調査であるためと、特に香川県については、この時点ではまだ半分位しか塩田が開発されていなかったこと、しかも大半が法人所有であるため、所有の集中という点では一〇〇%になることなどによるものである。

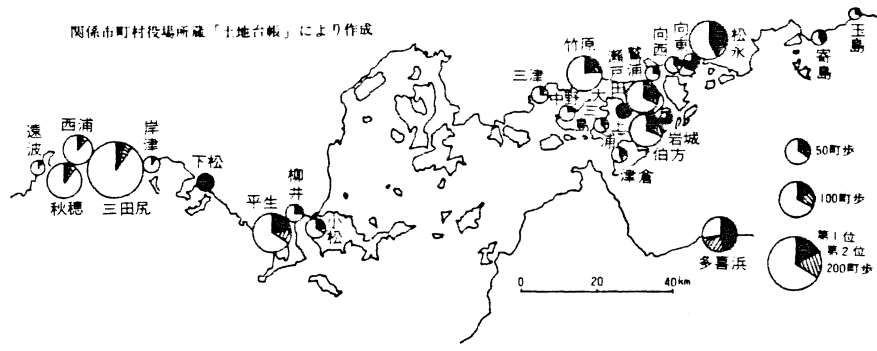


図1 塩田別第1位・第2位の所有者の所有面積割合(明治20年)

図1にみるように山口県の岩倉以西の塩田は、第一位、第二位の所有者の所有面積割合、すなわち所有の集中の度合いが小さい。特に三田尻塩田は、かつて毛利藩の藩営塩田であったものが、天保一二年に払下げられて一軒前(一塩戸)地主が所有する形態になった⁽⁴⁾という歴史的な背景のためか、所有の集中はあまりみられない。山口県西部での最大の塩田地主は秋穂の田中家で、秋穂青江浜に五塩戸、三田尻に四塩戸の合計九塩戸、面積にして一七町四反歩余りを所有していたが、大正一三年には全部の塩田を売却している。秋穂のみでの最大の所有者は山尾家で、秋穂長浜と花香浜に各三の六塩戸、一〇町六反歩余りを所有し、明治時代には三井物産の代理店としてこの周辺の塩田に製塩用の石炭を供給していた⁽⁵⁾。同家の所有面積にはその後も変動はなく、昭和三四年に第三次塩業整備によって廃止さ

れるまで所有している。山口県の下松、平生塩田については同稿^(一)ですべてに報告済みのため省略するが、特に後者の塩田地主に関しては、僅少な塩田地主に限る研究の中で貴重な研究が公にされている⁽⁶⁾。その中でとりあげられている弘津家が当初七塩戸で一四町五反余り、国光家が八塩戸で一七町八反余りを所有していた。平生での最大の所有者は萩出身の熊谷家が二一町歩余、結局これら上位三者で平生塩田の約四五%を所有していた。明治二〇年頃の広島県竹原塩田は亀田家が六塩戸で約一三町歩、松阪家が五塩戸で一三町五反歩余り、次いで竹鶴家、頼家、桐谷家、吉井家といずれも数塩戸、一〇町歩内外の所有者によって占められていた。亀田家は明治初年、金貸業を営み、かなりの現金の他に約二〇町歩の農地を所有していた⁽⁷⁾。亀田、松阪両家は明治末期から大正時代にかけて次々に塩田を売却している。頼家は金貸業の他に酒造業を営み、特に松方デフレ期に多くの土地を集積したようである⁽⁸⁾。同家は明治二〇年頃には塩田五塩戸約一二町歩を所有するが、他の塩田地主が塩田を売却していくのに反して、明治三〇年代に二塩戸を加え七塩戸で約一六町歩を所有し、大正時代を通じて竹原における最大の塩田地主となる。さらに松永にも四塩戸、六町三反余りを所有していた。松永に所有していた塩田は昭和初年に、続いて昭和二〇年代になって竹原の塩田も売却する。広島県松永塩田については同稿^(一)で述べたので省略する。瀬戸田では堀内家が最大の所有者であるが、これについては後述する。尾道市の対岸の向島東の塩田は当初尾道の財界人の鳥居、天野、橋本

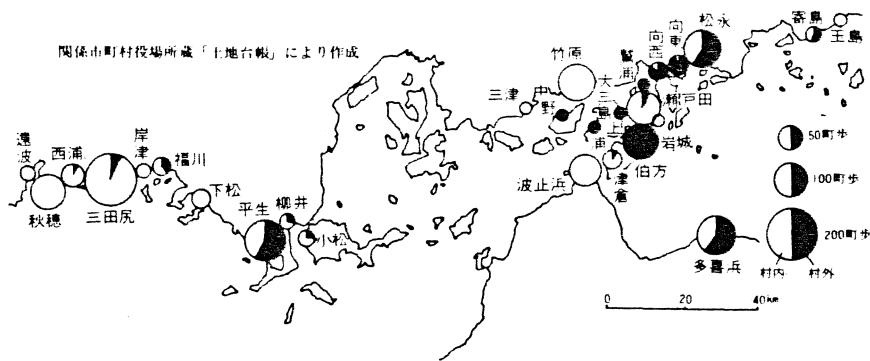


図2 村外地主の所有面積割合(明治20年)

の三者が大部分を所有していたが、前二者は明治末期に売却した。愛媛県多喜浜塩田は旧西条藩主の松平家が四六・九系にあたる五五町歩を所有していたが、この塩田は明治二八年に法人所有に切り換えられている。(9)

図2はおもな塩田について村外地主の所有する塩田の割合を示したものである。所有の集中のあまりみられない山口県西部の塩田はほとんど地元で所有され、三田尻塩田を秋穂の田中家が僅か所有していた程度である。塩田所有の集中がかなり進んでいたものの中で、竹原、波止浜はすべて所有者は地元であり、瀬戸田も大部分は然りである。しかし平生の能谷、国光家、多喜浜の松平家、松永の藤井家などこれらの大地主が村外地主のため、これらの塩田では村外地主の占める割合が高くなっている。さらに鳥嶋部では、瀬戸田、津倉岩城を除いて村外地主の所有面積

割合がきわめて高い。鳥嶋部では一島にまわって五町歩以上の塩田が存在するのは瀬戸田と伯方だけであるが、前者は最大の所有者である堀内家が地元である。伯方は後に詳述するように、大半は今治の財界人が所有していた。

三、伯方塩田について

(1) 開発と概要

図3に伯方塩田の拡大図とその中に明治二〇年の所有者をA~Iで示した。このうち瀬戸浜は「文化十一年旧今治藩ニ於テ設計シ文化十四年開墾工事ニ着手シ文政元年六月西浜六戸ヲ竣成シ次ニ東堀ニ着手全四年三月完成ス」とあり、古江浜は後の弘化三年(一八四六)に着工したものの、藩の財政的窮乏から一時工事が中断された

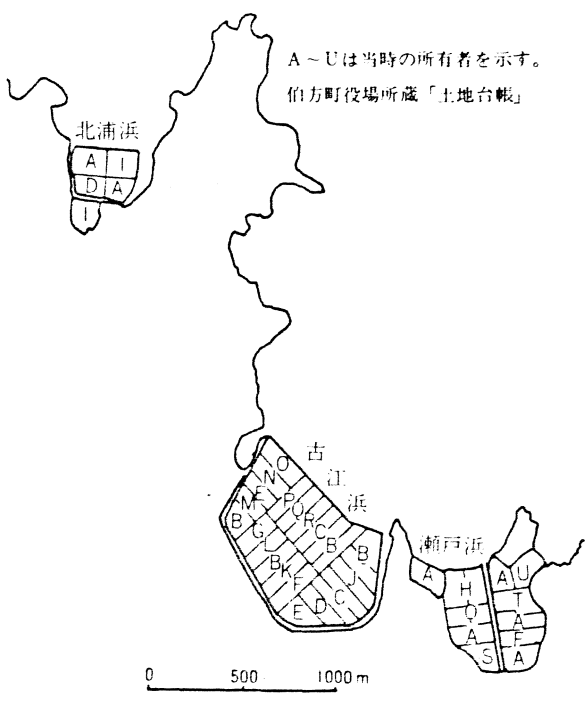


図3 伯方塩田とその所有者(明治20年)

が、民間資本の導入を図ることによって幕末の文久三年（一八六三）にやつと完成した¹²。北浦浜の開発については不明であるが、いずれの塩田も「藩ノ事業トシテ製塩シ加地子ヲ徴シテ小作セシメシカ明治維新の際払下ヲナシ民有ニ帰セリ¹³」とあり、幕末に開発された藩営塩田であることがわかる。

四〇塩戸で約八〇町歩、明治二二年に北浦浜に新しく一塩戸追加されるが、それ以外は昭和四六年に塩田が廃止されるまで、大きな面積の変動はない。明治三八年専売制施行当時は多くの塩田が小作塩田であったが、ここでも瀬戸浜、古江浜三五塩戸のうち自作塩田は四塩戸にすぎなかった。小作契約には期間はなく、小作料は金納定額で一塩戸当り六〇七〇円とかなり高額で、その上今治市に在住する地主の塩田には年間七〇八〇円の公課も小作人が負担していた。そして「塩田所在地ノ労働者少ナク大部分ハ大島者ト称シ郡内津倉、龜山大山、宮窪ノ各村ヨリ出稼スル者ニシテ該各村ハ中等以下ノ農民浜稼ニ従事スル者非常ニ多ク¹⁴」これら出稼労働者（浜子）が長年のうちに地主からの信用を得て小作人になり、ついには塩田の払下げを受けて自作塩業者になれば成功者ということであった。入浜式塩田の年間一町歩当りの塩生産量は平均約一〇〇トンである。伯方塩田では香川県には及ばなかったが約一二〇トンとかなり高かった。その関係もあってか小作料は「他地方ニ比シ著シク高値ナルモ土地ノ情況トシテ薄資ノ労働者アリ希望者頗ル多ク為ニ小作ノ競争常ニ止マス¹⁵」といった状態であった。しかも大部分を村外地主が所有していたため、それら村外地主は塩田経営はほとんど小作人任せであまり干渉しなかったようである¹⁹。

(2) 当初の塩田地主

明治維新に今治藩から塩田がどのようにして払下げられたのか、またその後明治二〇年頃までの間に所有者が交替したのかどうかは明らかでない。前の図3の中に各塩戸ごとの所有者を示したが、一か所にまとまって同一の所有者が数塩戸を所有するという形ではなく、かなり錯そうしている。そして図3のA、Uの所有者について個々に所有面積その他について表1に示した。二一名の所有者のうち、Cの深見家だけが村内地主である他はすべて村外地主であり、しかもそのうち一二名は今治である。しかも今治の地主の大半は何かの形で綿業に関係している²⁰。最大の所有者であるAの伊藤家が七塩戸で面積割合でも一七・七%、第二位のBの深見家のものを合わせると三二・四%とかなり所有が集中している。

最大の所有者Aについては明らかでないが、「古江浜ハ天保ノ頃今治町ノ深見与平：（中略）：与平累代の木綿商ヲ犠牲ニ供シ：：（中略）：藩債ヲ償却スルノ方法ヲ講シ己レハ東奔西走藩債募集ノ任ニ当リ大阪ノ富商天王寺五兵衛殿村平右衛門等ヲシテ之ニ応セン²¹」とあり、Aが大阪であることから、これに何か関係があるかも知れない。Bは引用文中の深見与平の末代のことか、また別の資料には深見利兵衛の名で「木ノ浦（伯方）塩田の開祖²³」とあり、さらに理平の名で「天保年間に綿替木綿を管む²⁴」とある。いずれにせよA・Bは塩田の開発に際しての功労者ということで多くの塩田の払下げを受けたのではないかと思われる。しかし明治二九年にはAは全部の塩田を、Bは二塩戸を残して売却している。

Cに関しては「古江村二庄屋兼浜庄屋ナルモノヲ設ケ深見藤平ナ

ルモノ之ニ任セラレ廢藩置縣ノ際マテ此職務ニ執掌セリ其後同人長男寅之助塩問屋ヲ營業シ今ニ繼續セリ⁽²⁵⁾とある。塩田三塩戸のうち一塩戸は明治二四年に売却しているが、その後寅之助の代議士出馬で散財のためか残る二塩戸も明治四三年に売却している。しかし明治二九年Aから一塩戸を購入しており、これは昭和三年まで所有していた。

表1 明治20年伯方塩田の所有者

No.の 符号	氏名	出身地	所有塩田		性格 兼業 その他
			塩戸数	面積	
A	伊藤	大阪	7	14町1205	
B	藤見	大今	6	117009	綿商 町総代 織物
C	深見	伯方	3	63518	浜庄屋
D	八木	今治	2	39224	綿商 酒造 織物
E	阿部	芳太郎	2	43209	第6代今治町長 織物
F	三浦	与惣治	2	39112	本陣
G	西浦	宗善四郎	2	38415	塩田地主
H	三重	松寅五郎	2	40116	
I	馬場	越田大	2	44606	塩元売
J	岡村	上正平	1	19110	
K	村重	松専吉	1	18819	織物
L	柳重	柳誠三郎	1	19626	
M	柳重	柳誠三郎	1	15714	織物
N	八木	内調右	1	16718	今治町議
O	阿部	武三郎	1	18104	塩田地主
P	阿部	武三郎	1	21307	糸物商 紡績
Q	阿部	野音五郎	1	21517	織物
R	柳重	瀨岡	1	19912	
S	柳重	瀨岡	1	18704	織物
T	柳重	瀨岡	1	20303	
U	柳重	瀨岡	1	21303	
	合計		40	798111	

Dの八木家は天保六年以来酒造業を、幕末からは綿業を営んでいた。⁽²⁶⁾十三の次の代の春樹も代議士に出馬している。Dもこのように綿業と無関係ではない。綿業との関係をみるならば、E・P・Qの阿部家一族は、明治二七年に阿部台名会社を設立している。Kの村上正平は初代の木浦塩業組合長を務めているが、明治二二年代には丸今織布合資会社を設立している。塩田は大正末期に売却するが、これは特に綿業に再投資するためであつたらしい。⁽²⁷⁾MとSの柳瀬家は明治二三年興業舎を継承し、発展させている。同家明治二〇年代には塩田を売却しているが、これも綿業への投資のためと考えられ、多数の今治の綿業者の中で、これら三者が特に優勢をきまめていたようである。⁽²⁸⁾

表1の伯方塩田の所有者のうち、伯方以外にも塩田を所有していたのはFの三浦、Gの西宗、Lの重松、Oの堀内、Rの矢野の各家である。このうち三浦家は岩城の本陣で、地元の岩城島に三、生名島に一の計四塩戸を所有していた。重松家は津倉に一塩戸のみ、矢野家は出身地波止浜に明治八年に五塩戸を所有していた。⁽³⁰⁾

堀内家は伯方では一塩戸しか所有していないが、地元広島県瀬戸田では七塩戸約一六町歩、その後明治末期までに七塩戸を加えて二七町歩余りと瀬戸田塩田の実に三九%を所有するにいたつた。その他鷺浦や因島の所有塩田を加えると当家の最高所有塩戸数は一八に達した。明治二六年には塩田の他に田畑約五八町歩、塩田その他を加えると同年の総土地所有面積は九二町歩余りであつた。製塩業を中心に塩や石炭の仲介業、海運業、金融業などの多角的な事業が、明治後半期になってからもいっそうの塩田の集積を可能ならしめた。

ようである。⁽³⁰⁾ 伯方に所有していた一塩戸は伯方で醬油屋を営んでいた白石家に売却する。今治綿業が工場制工業への転換期、大正二年に堀内家も今治に綿布会社を設立している。⁽³¹⁾ この創業後間もなく同家が頭取であった大崎銀行が倒産し、大正四年から五年にかけて塩田の親族への名義変更と売却を行なっている。綿布会社は昭和七年に倒産し、その際にも塩田を処分しているのでそれ以後数塩戸を残すのみとなった。

西宗家は広島県忠海の出身であるが、地元忠海や竹原では塩田を所有せず、伯方島の他に大崎島、大三島、生口島と専ら島嶼部にのみ所有していた。最大所有塩戸数は一四にも及んでいた。地元豊田銀行の頭取で、大正六年には独営で鍵屋紡績を開業している。⁽³²⁾ しかし事業の失敗のため塩田は大正一一年に全部売却している。

これら伯方塩田の所有者の当時の資産状況、特に塩田以外の土地所有面積は、堀内家以外のものについては不明であるが、Sの柳瀬家は明治三十一年の納税額は一、九一七円と愛媛県では屈指、堀内家、西宗家も一、〇〇〇円を越えており、所有地価額は両家とも三万円以上で広島県豊田郡内では他を大きく引き離している。⁽³⁴⁾ Kの村上正平、Hの重松貞五郎、Qの阿部音五郎など「何レモ其ノ地方ニ於テ屈指ノ財産家」であったようである。⁽³⁵⁾

(3) その後の所有者の変遷

明治二〇年から昭和三〇年までの伯方塩田の所有者の変遷を各浜別に示したものが図4である。明治二〇年の所有者A〜Uは前に示した図3および表1のものと符合する。どの塩田も所有者の交替が非常に激しく、昭和三〇年までに相続のみで売買による交替が行な

われなかったのはHの重松家の所有する古江二五番とJの岡田家が所有する古江三番浜だけである。世代はこの間に三代交替しており、所有者別にみるならば、重松家は当初二塩戸であったが、その後の売買で五塩戸を所有する時期があり、貞五郎氏の次の代は医者であったが最終的には三塩戸を所有している。岡田家は一塩戸だけを所有し続けている。要するに当初から塩田を所有し続けてきたのはこの二家だけである。

今治の有力な綿業者となったM・Sの柳瀬家は明治二〇年代に塩田を売ったことは前にも触れた。Kの村上家は当初古江九番だけを所有していたが、明治二九年にPの阿部家から古江一八番を買って二塩戸を所有した。古江九番は明治三三年に親族に売り、明治四三年には古江二一番をCの深見家から買っている。しかし綿業への投資のため古江一八番と二一番とを大正一三年と一四年に伯方で醸造業を営むIの白石家に売却した。

当初の所有者が売却した塩田を新たに数塩戸購入したものの中には、津倉村の野間文逸家（図4中のa）および同村の野間豊五郎家（図4中のf）があげられる。両家とも出身地津倉の塩田を数塩戸ずつ所有しており、地価額一万円以上の土地所有者であった。⁽³⁶⁾ 後者は明治末期から大正期にかけて伯方塩田を四塩戸も購入しており、伯方での最大の所有者になった。明治四〇年には東予運輸Kを設立して海上交通の近代化に乗り出した。図中のjは宮窪町余所園で酒造業を営んでいた村上家で、明治から大正にかけて二塩戸を購入し、昭和初年に売却しているが、現在昭和海運という海運会社を経営している。

浜番明	120'	30	40	大5	15'	昭10'	20	30
北浦1		a 大地主					m	
" 3		H	k 農・醬油屋				小作	
瀬戸24			満州帰り			l 海運・酒造		
" 28	A 伊藤又兵衛	H			g 石材業	m 雑穀商	小作	
" 30		農業				農業		
" 32			n 村長			教員		
" 34		C 代議士					画家	
古江1			農業			教員		
" 2		a 大地主				k 農・醬油屋		
" 10	B 深見理平		綿業	綿工場主		石炭商	h 小作	
" 13		Q		e 綿業				
" 22		C 代議士	塗器商		農業			
" 23		a 大地主				海運業		
" 4	C 深見藤平	C	i 小地主					
" 21			K 綿業		l	n 村長・教員		
" 5								
" 6	D 八木十三		j 酒造・海運業			g 石材業	m 雑穀商 書店	
北浦5		船		f (庄屋) 海・陸運業				
古江7	E 阿部芳太郎			O 農				
" 15				i 小地主				
" 8	F 三浦与惣治							
" 31		j 酒造・海運業					医者	
" 12	G 西宗善四郎							
" 27								
" 25	H 重松寅五郎						医者	
" 26								
北浦4	I 馬越文太郎			f (庄屋) 海陸運業			町長	
" 2							h 小作	
古江3	J 岡田大三郎			綿工場主・村議				
" 9	K 村上正平			船			小作	
" 11	L 重松専吉						郵便局	
" 14	M	H		O 農				
" 16	N 八木守三郎			郵便局				
" 17	O 堀内調左之門				f (庄屋) 海・陸運業		船	
" 18	P 阿部武三郎	K 綿業			l	農業		
" 19	Q 阿部晋五郎				e 綿業		P 小作	
" 20	R 矢野嘉吉	H			酒造		i 小地主 小作	
" 33	T 福岡林之助				砂糖商	漆器商		
" 29	S 柳精義富				教員	呉服商	農	
" 35	U 福永藤吉	d (庄屋)			製材		船	P 小作
北浦6	(明22より)							小作

大文字 A~U は明治20年の所有者
 小文字 a~p はその後の2塩戸以上の所有者

図4 伯方塩田の所有者の変遷

表2 所有塩戸数別人数の変化

	1塩戸	2塩戸	3塩戸	4塩戸	5塩戸	6塩戸	7塩戸	計
明治 20年	12人	6人	1人			1人	1人	21人
30	15	7	1	1人	1人			25
40	23	4	2	1				30
大正 5	25	5	2					32
15	24	2	3	1				30
昭和 10	27	5		1				33
20	24	4	3					31
30	26	6	1					33

伯方町役場所蔵「土地台帳」により作成

表3 村外・村内所有塩戸数と所有者数の変化

	今治	吉海町		その他	村内 (伯方町)	不明	合計
		津倉	泊				
明治 20	20塩戸 (12)人		4塩戸 (3)人	13塩戸 (5)人	3塩戸 (1)人		40塩戸 (21)人
30	16 (10)	5塩戸 (3)人	9 (4)	5 (4)	6 (4)		41 (25)
40	10 (9)	10 (7)	9 (6)	4 (3)	8 (5)		41 (30)
大正 5	9 (8)	15 (12)	9 (5)	5 (4)	3 (3)		41 (32)
15	4 (4)	15 (12)	8 (5)	7 (3)	6 (5)	1塩戸 (1)人	41 (30)
昭和 10	3 (3)	21 (15)	7 (5)	3 (3)	6 (6)	1 (1)	41 (33)
20	3 (2)	14 (12)	8 (4)	3 (2)	13 (11)		41 (31)
30	1 (1)	16 (12)	7 (4)	4 (3)	13 (13)		41 (33)

数字は塩戸数、()内数字は所有者数 伯方町役場所蔵「土地台帳」により作成

塩田は売却するのは簡単であるが購入となるとかなり高額であるため、相当の資産家でなければ購入できなかった。そのため最近などを営む村内の有力者が多く、図4の中でもそれが伺われる。今治の綿業者が購入している例もあるが、綿工場主というのは今治綿業に投資して分工場主となった中小地主である。

昭和一〇年代になると従来の小作人の中にも資力を貯えて塩田を購入するものも現われた。第二次大戦が激しくなると深刻な労働力不足から経営不振で小作料の取立てもできなくなり、所有者は戦後の財産税にも苦しめられた。塩田は農地改革の対象にはならなかったが、所有者の中には小作人に塩田を払い下げる例が多くみられるようになった。払下げられた小作人は塩田を自作自営することによって塩田の自作化が進んだ。

伯方塩田の所有規模を塩戸数によって、その所有塩戸数別に所有者数の変化を表わしたものが表2である。明治二〇年には六塩戸以上の所有者が二人であったものが三〇年にはなくなった。所有者総数の増大は特に一塩戸だけの所有者が増大することによるものであることがわかる。つまりここでも塩田所有の集中から分散への傾向を数字的にみることができている。そして表3によっても、当初大部分が村外者によって、しかも大半が今治出身者によって所有されていたものが減少し、地元所有が増大することがわかる。

四、結びにかえて

寄生地主制がほぼ完成したと思われる明治二〇年頃の瀬戸内西部の塩田所有の集中の度合は特に山口県西部では低く、その他の塩田

ではかなり高い。所有の集中の度合の高い塩田でも多くの塩田地主はその後塩田を売却し、所有はむしろ分散する傾向がみられる。瀬戸田の堀内家や竹原の頼家のように明治二〇年以後も所有面積を拡大する例は少ない。当初大部分の塩田が村外地主の所有であった例として伯方塩田を中心にとりあげた。塩田地主にとって塩田とは一体何であったのであろうか。まさに他産業に投資するための資本蓄積の手段になった例が多い。その点で近代における今治綿業の発展にも伯方塩田における塩田地主の資本蓄積が大きな役割を果たしたものと考えられる。

(付記)

小稿は昭和五二年五月、歴史地理学会大会(於広島大学)で報告したものを一部訂正加筆したもので、五一年度文部省科研補助金一般(D)(課題番号二六八〇七三)による研究成果の一部である。

注

- (1) 日本塩業研究会近現代部会の討議内容より
- (2) 加茂詮「近代日本塩業生産構造の展開過程概説」『日本塩業の研究第一集』一九五八年
- (3) 拙稿「塩田の所有形態とその変化について(一)——特に山口県平生塩田を中心として——」『藤岡謙二郎教授退官記念論文集』(未刊)
- (4) 一九七七年五月、日本塩業研究会総会における岡光夫氏の報告内容による
- (5) 大蔵省専売局編「塩業組織調査書」一九一三年、五三〇頁
- (6) 相良英輔「近代塩田地主の成立とその性格——平生塩田の場合

——」『山口県地方史研究』二六、一九七一年

(7) 亀田家での聴き取りによる。

(8) 有元正雄「日本資本主義発達における資本形成の側面——山陽筋地方資産家の検討を通して——」『広島商大論集』一一、一九七〇年

(9) 前掲注(5)、一一六七頁

(10) 古い「土地台帳」が新しく書き換えられていたため、図1には記載できなかったが、図2では新しいものから想定した。

(11) 大蔵省専売局編「大日本塩業全書」第三編、一九〇八年(一八)「阪出塩務局伯方出張所之部」二頁

(12) 今治市役所「今治市誌」一九四二年、一三二〜四頁

(13) 前掲注(11)に同じ

(14) 拙稿「塩田の自作化をめぐる若干の問題」『人文地理』二八一、一九七六年

(15) 前掲注(5)、三四三頁

(16) 前掲注(5)、三四八頁

(17) 前掲注(5)、三四七頁

(18) 前掲注(5)、三四八頁

(19) 現地での聴き取りによる

(20) 葛西大和「マニユ創設期 マニユ全盛期の今治綿業」『岡山大学地理学研究所報告(都市と農村)』一一三号、一九七六年

(21) 葛西大和「工場制工業への転換期における今治綿業」『岡山大学地理学研究所報告(都市と農村)』二一一、一九七六年

(22) 前掲注(11)に同じ

- (23) 愛媛県教育会全治部会編『全治縣士人物誌』一九三二年、四二頁
- (24) 前掲注(12)、五九七頁
- (25) 前掲注(11)、三頁
- (26) 前掲注(12)、六三二頁
- (27) 村上家での聴き取りによる。
- (28) 前掲注(23)、四四頁
- (29) 前掲注(21)に同じ
- (30) 波止浜興産株式会社『波止浜塩業史』一九六八年、一二八頁
- (31) 渡辺則文「生口島塩田史おぼえがき」『塩の民俗資料緊急調査報告書』(広島県教育委員会)一九七四年、一〇六〜七頁
- (32) 前掲注(21)に同じ
- (33) 竹原市役所忠海支所所蔵『忠海町略史』一九二一年頃(筆書)
- (34) 『全国商工人名録』(第二版)一八九八年
- (35) 前掲注(5)、三四五頁
- (36) 前掲注(34)に同じ
- (37) 吉海町役場『吉海町史』一九七一年、四〇四頁
- (38) 大正末期から昭和初期にかけての伯方塩田の売買価格は一塩戸あたり三〜四万円であった。
- (39) 前掲注(21)に同じ

The Ownership of Salt Fields and Its Transitions
 (2)—Mainly Focused on the Salt Fields at Hakata
 in Ehime Prefecture—— Yukio Shigemi

The salt fields at Hakata were developed by the Imabari clan at the end of the Edo era, and around the Meiji Restoration the fields were transferred to private ownership. Most of the owners in those days were bourgeois in Imabari. Half of them carried on the textile industry, and they sold their salt fields in order to invest in the textile industry from the end of the Meiji to the Taishō era. The salt fields that they sold passed into the possession of the large landlords and leading people of Yoshiumi-chō, which means that almost all the salt fields were still owned by those who lived outside the village. Most of those salt fields had been peasant fields, until, around World War II, the landlords sold the fields to the peasants. As a result, many peasants becoming independent, some of the salt fields came into the possession of the local inhabitants of the town.